

# 大分市立中学校 部活動ガイドライン



大分市教育委員会

## 目 次

|                                       |     |
|---------------------------------------|-----|
| <b>I 部活動の意義と大分市におけるガイドライン策定の趣旨等</b> … | 1   |
| 1 部活動の意義                              |     |
| 2 部活動の位置付け                            |     |
| 3 大分市におけるガイドライン策定の趣旨等                 |     |
| <b>II 適切な運営のための体制整備</b>               | … 3 |
| 1 部活動の方針の策定等                          |     |
| 2 指導・運営に係る体制の構築                       |     |
| <b>III 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組</b>  | … 5 |
| 1 適切な指導の実施                            |     |
| <b>IV 適切な休養日等の設定</b>                  | … 6 |
| 1 部活動の休養日及び活動時間の基準                    |     |
| <b>V 部活動の指導等に係る環境整備</b>               | … 7 |
| 1 学校単位で参加する大会等の見直し                    |     |
| 2 地域との連携等                             |     |

様式編  
資料編

# I 部活動の意義と大分市におけるガイドライン策定の趣旨等

## 1 部活動の意義

部活動は学校教育活動の一環であり、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツや文化等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成に資するものである。

また、異年齢との交流の中で、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたり、多様な学びや経験をする場と自らの興味・関心を深く追求する機会の充実につながるなど教育的意義の高いものである。

## 2 部活動の位置付け

部活動は、学校教育の一環として、学校経営方針に基づき、教育課程との関連を図りながら、組織的、計画的に実施する教育活動である。なお、中学校の部活動は、中学校学習指導要領において、以下のように位置付けられている。

○中学校学習指導要領【平成29年3月公示】

### 第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

#### 1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。

特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

### 第2章 各教科 第7節 保健体育 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(6) 第1章総則の第1の2の(3)に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるように留意すること。なお、体力の測定については、計画的に実施し、運動の指導及び体力の向上に活用するようすること。

### 3 大分市におけるガイドライン策定の趣旨等

(1) 本ガイドラインは、教育的意義の高い部活動を生徒にとって望ましい実施環境とするという観点に立ち、国のガイドライン<sup>1)</sup>及び県の方針<sup>2)</sup>に則り、義務教育である中学校(義務教育学校後期課程を含む。以下同じ。)段階の部活動(運動部活動と文化部活動をいう。以下同じ。)を対象とし、以下の点を重視して、地域、学校、競技種目、分野等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指し策定するものである。

① 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育み、生徒にスポーツや芸術・文化等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。

② 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。

③ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

(2) 学校教育が目指す資質・能力の育成に資する部活動の意義を認識しつつ、今後も持続可能な運営体制が整えられるようにするため、本ガイドラインをもって、学校、指導者、保護者、地域、関係機関及び関係団体等が一体となって改革に取り組むものである。

(3) 大分市教育委員会は、本ガイドラインに基づく本市の部活動の取組状況について、定期的に状況を把握し、関係者の協力を得ながら、課題解決に向けて継続的な取組を行う。

---

1) 『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』スポーツ庁 平成30年3月  
『文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』文化庁 平成30年12月  
2) 『大分県の運動部活動の在り方に関する方針』大分県教育委員会 平成30年8月

## Ⅱ 適切な運営のための体制整備

### 1 部活動の方針の策定等

- (1) 校長は、「本市ガイドライン」に則り、毎年度、「部活動に係る活動方針」<sup>(様1)</sup>及び「年間の活動計画」<sup>(様2)</sup>を策定し、学校のホームページへの掲載等により公表する。
- (2) 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会・コンクール日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出するとともに、部活動だより等を有効に活用し、当該部の生徒・保護者への情報提供を行う。
- (3) 大分市教育委員会は、部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成を行う。

### 2 指導・運営に係る体制の構築

- (1) 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員<sup>(資1)</sup>及び外部指導者<sup>(資2)</sup>の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の健康や安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。
- (2) 大分市教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員等の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を任用し学校に配置する。また、従来の外部指導者も効果的に活用する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰は、いかなる場合も許されないこと、サービス（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

- (3) 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員及び外部指導者の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- なお、主として指導する顧問に過度の負担が生じないように、また、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう、顧問の複数配置を可能な限り行う。
- (4) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が健康で安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか、適宜、指導・是正を行う。
- (5) 校長は、部活動の指導方針（ねらい・指導方針・休養日や活動時間の設定等）について、教職員、部活動指導員、外部指導者、保護者が共通理解を図る機会（部活動連絡会等）を設定する。
- (6) 校長は、各部活動の徴収金が「大分市学校徴収金取扱の手引き」に基づき適正に処理されるよう、適宜指導を行う。
- (7) 大分市教育委員会は、部活動顧問を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る研修等の取組を行う。
- (8) 大分市教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文科科学大臣決定）」、「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け文科初第1437号）」及び「大分市立学校における働き方改革推進計画（平成30年2月策定）を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。



### Ⅲ 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

#### 1 適切な指導の実施

- (1) 校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（障がい・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止<sup>(資3)</sup>（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰<sup>(資4)</sup>・ハラスメントの根絶を徹底する。  
なお、近年、暑熱環境が悪化していることを踏まえ、夏季の部活動における熱中症事故防止<sup>(資5)</sup>の安全確保を徹底する。  
また、大会やコンクール等への参加の際、原則として公共交通機関を利用し交通事故防止に十分配慮する。
- (2) 部活動顧問は、部活動の運営方針や指導者自身の指導概念を一方向的に押しつけるのではなく、生徒との意見交換などを通じて、生徒の多様なニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ、目標・指導の方針を設定する。
- (3) 部活動顧問は、生徒が健全に成長するためには、休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を制限すること等を理解するとともに、生徒が生涯を通じてスポーツや芸術・文化等に親しむ基礎を培うことができるように努める。
- (4) 部活動顧問は、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標の達成に向けて競技種目や分野の特性等を踏まえつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。  
また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。
- (5) 大分市教育委員会は、部活動における適切な指導が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

## IV 適切な休養日等の設定

### 1 部活動の休養日及び活動時間の基準

- (1) 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、食事、休養及び睡眠等の時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう以下を基準とする。

#### <休養日及び活動時間の基準>

- 週当たり2日以上（平日1日以上、土曜日及び日曜日1日以上）の休養日を設ける。
- 活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

- (2) 休養日は、全市一斉定時退勤日及び学校閉庁日の実施に留意し、設定する。
- (3) 長期休業中は、上記の基準に加え、連続した休養日やある程度長期の休養期間を設定し、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう配慮する。
- (4) 休養日として設定した日に大会・コンクール等の参加で活動した場合は、休養日を他の日に振り替え、休養日を確保する。
- (5) 大会・コンクール参加等で、基準とする活動時間を上回った場合は、休養日を増やすなど、週や月単位で他の日の活動時間において調整するなどし、生徒にとって過度な負担とならないようにする。
- (6) 校長は「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、本市ガイドラインにおいて設定された部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

---

(参考) 特に運動部活動については、国のガイドラインにおいて、「**スポーツ医・科学の観点から、ジュニア期における週当たりのスポーツ活動時間について活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい**」と示されていることを踏まえ、短時間で、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。



## V 部活動の指導等に係る環境整備

### 1 学校単位で参加する大会等の見直し

- (1) 大分市教育委員会は、中学校体育連盟及び中学校文化連盟が主催する大会やコンクール等について、本市の実情及び生徒や顧問の負担等を踏まえ、参加規程や規模及び日程等の在り方の見直しに向けて、関係団体との調整を図る。
- (2) 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないよう、活動状況を踏まえて参加する大会・コンクール等を精査する。

### 2 地域との連携等

- (1) 大分市教育委員会は、生徒のスポーツ環境や芸術・文化等の活動に親しむ機会の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、総合型地域スポーツクラブをはじめとした地域のスポーツ、芸術・文化等の団体と連携し、部活動の整備・充実を推進する。
- (2) 校長は、生徒がより一層スポーツ、芸術・文化等に親しめるよう、学校が地域と連携し、部活動の整備・充実を推進することについて、保護者や地域の関係者に理解と協力を促す。

---

2(1) 総合型地域スポーツクラブとは、学校や公民館など身近な施設を拠点として、子どもから高齢者まで、それぞれの興味・関心に応じてスポーツを中心とした様々な活動を行うクラブのこと。大分市内で15クラブが活動している。(平成30年4月1日現在)。